

外務省及其所管

一般府縣ト同シク之ヲ地方費ノ支辨ニ移シメ

リ

外務省及其ノ所管

外務本省ノ整理要目左ノ如シ

一、政務局通商局ヲ合シテ交渉局トセリ

外務省ノ事務ハ即外交ノ事務ニシテ其ノ實

質ハ通商航海及移民ニ関ス故ニ外交ニ関

月

スル事務及通商ニ関スル事務ハ之ヲ統括  
掌理スルノ利便多キヲ志メタルニ依ル

二、取調局ヲ廢シタリ

取調事務ハ爲一局ヲ設クルハ他有ニ類  
例ナキ所ニシテ調査審議ヲ掌ラシムル

為別ニ相當事務官ヲ配屬セシメタル

以上ハ獨外務省ニ於テ之ヲ存置スルノ

必要ナシ

三、外交官及領事官ヲシテ本省事務ニ従事

セシムルノ制ヲ廢シタリ

要綱第二ノ下ニ述ハタルカ如ク本省ノ常

務ハ本省吏員ヲシテ之ニ當ラシムルヲ

至當ト認メタルニ依ル

四、大使館及公使館ノ書記官通譯官ノ等級ヲ

廢シヨリ

大使館及公使館ノ書記官ニハ一等二等

三等通譯官ニハ一等二等ノ別アリテ

各官等ヲ異ニシ頗ル複雑ヲ極ム依

テ階級ハ官等ニテ是レリトシ庶事官及

書記官ヲ合シテ外交事務官トシ内五人

(英佛獨露未)ノ勅任事務官ヲ認メ通

譯官ハ外務通譯官ト改稱シタリ

五、外交官補領事官補ヲ外務試補トセリ

外交官補領事官補ハ試験合格者事務見

習ノ為ニ之ヲ設ケタルモノナレハ各廳行政

官試補同様奏任待遇トスルノ至當ナルヲ

認メ外務試補ト改稱シ定員ハ豫算并

定員ヲ查面敷シ現定員ノ半トセリ

六、高務官ヲ廢シタリ

高務官ハ真ノ職務領事官ノ職務ト相

重複スルヲ以テ之ヲ廢シタリ

七、日本赤十字會居留地經營事務所ヲ廢シタリ

事務所終了シタルニ依ル

八、左ノ委員會ヲ廢シタリ

(一) 條約改正準備委員會

(二) 救恤査定委員

事務所終了シタルニ依ル

(三) 外交官及領事官試験委員

内閣ノ部第十ノ下ニ在ヘタルカ如ク

高等文官ノ試験及銓衡ノ事務ヲ統

司ス

内務省及其所部

一  
レ  
タ  
ル  
ニ  
依  
ル